

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の区分等

(1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習

(2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成 19 年 9 月 26 日（水）から同年 10 月 1 日（月）まで

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 10 月 1 日（月）については、午前 9 時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

40 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

(1) 追加取得講習 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成 19 年 8 月 27 日（月）から同月 31 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

#### 9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、1号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し

#### 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、23,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。